事態	基準（判断の目安）
食料供給困難兆候（干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。）	● 我が国の食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象の発生又はその影響の予測により、我が国における単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に２割以上減少し、又は減少するおそれがあるため、本法に基づく食料供給困難事態対策を講じなければ、食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認められる場合
食料供給困難事態（特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。）	● 単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に２割以上減少し、又は減少するおそれが高いため、当該特定食料や当該特定食料を原材料とする食品の価格の高騰、事業者や消費者の買占め、買い急ぎ等の調達・購買行動の混乱等が生じ、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる場合
国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合	● 国民１人１日当たりの供給熱量[8]が摂取熱量[9]を下回り、又はそのおそれがある場合であって、同供給熱量が1,850kcal/人・日を下回り、又はそのおそれがある場合
共通・備考	● 供給の減少程度については、「平年と比べて全国的に２割以上減少」することを一つの目安としつつ、２割以上の減少に至らない場合であっても、当該特定食料の備蓄・在庫の有無やその量、国民生活又は国民経済への影響等を総合的に考慮し判断する。 ● 供給の減少が短期的には解消せず、その解消時期の予見が難しい場合や予見できない場合には、実際に供給が減少していない状況においても将来的な供給減少のおそれから価格の高騰が生じるなど国民生活又は国民経済に影響を及ぼす可能性があることを考慮した上で、事態の該当性について判断する。

[8] 2022年供給熱量：2,252kcal/人・日（農林水産省「食料需給表」）。
[9] 平時の摂取熱量。2023年摂取熱量：1,877kcal/人・日（厚生労働省「国民健康・栄養調査」）。

Ⅲ　食料供給困難事態対策を実施するための体制

食料供給困難事態対策を効率的かつ効果的に政府一体となって講ずる観点から、食料供給困難兆候が発生し、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣にて構成する本部を設置し、本法及び本基本方針の定めるところにより食料供給困難事態対策の総合的な推進を図る。

なお、他の法律に基づく政府の対策本部等（災害対策基本法[10]に基づく特定災害対策本部等）が設置されている場合には、当該対策本部等と連携を図り、対応するなど、その運営については効率的に行うものとする。

１　食料供給困難事態対策本部の設置等に関する手続及びその組織

（１）設置等に関する手続（本法第５条及び第６条）

・　農林水産大臣は、食料供給困難兆候が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に対し、供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある特定食料の需給の見通しその他の必要な情報（供給不足の原因となっている事象の概況や価格の動向等）を報告する。
・　内閣総理大臣は、農林水産大臣から報告があった場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議にかけて、臨時に内閣に本部を設置する。
・　内閣総理大臣は、本部を置いたときは、当該本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、当該名称並びに場所及び期間を公示する。

（２）食料供給困難事態対策本部の組織（本法第７条）

・　本部長は内閣総理大臣をもって充てるものとし、副本部長は内閣官房長官及び農林水産大臣をもって充てるものとする。
・　本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てるものとする。
・　本部の庶務や食料供給困難事態対策を実効的に行うため、内閣官房に内閣官房副長官補を長とする事務局を設置するものとする。
・　本部の庶務は、農林水産省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房が処理するものとする。

２　食料供給困難事態対策の実施に関する方針の策定等

本部は、本法第９条及び本基本方針に基づき、

①　措置対象特定食料等

[10] 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）。